

「アツミン」ご使用の方へのお知らせ

2006年7月からアツミンの腐植酸含有量の表示を変更します。

(現行)

腐植酸
50～60%

(変更後)

腐植酸
約 50%



どうして変更
するの？

腐植酸の含有量表示を変えた
だけです。
アツミンの製造方法、腐植酸の
原料の使用量は今までとおり
です。
使用方法・使用量は今までど
おり、お使い下さい。

経緯

アツミンは、肥料取締法の公定規格(腐植酸苦土肥料)*1に適合した肥料です。一般的に、肥料の保証成分等は公定分析法により分析されていますが、アツミンの公定規格ができたときには、腐植酸の公定分析法は定められておりませんでした。

そのため、「アルカリ分析法」と「酸不溶アルカリ可溶法」により、「50～60%」として表示しておりました。

新しい表示

このたび、表示を見直し、より正確さを期すため、公定分析法「酸不溶アルカリ可溶法」*2により分析して、「**約 50%**」と表示させていただくことにいたしました。

なにとぞ趣旨をご理解いただき、これまでと変わらずご愛顧いただけますようお願い申し上げます。



*1 公定規格により、肥料の種類ごとに、含有すべき主成分の最小量、含有を許される有害成分の最大量、その他の制限事項が規定されており、その公定規格に適合するものが肥料として登録されます。



*2 酸不溶アルカリ可溶法 (概要)

酸不溶分 試料(W)を塩酸と混合、遠心分離の操作を3回繰り返し、沈殿を乾燥させて重さを量る(W₁)。

アルカリ可溶分 酸不溶分を水酸化ナトリウムと混合、遠心分離の操作を3回繰り返し、沈殿を乾燥させて不溶分の重さを量る(W₂)。

$(W_1 - W_2) / W \times 100 = \text{腐植酸}(\%)$